

◎新潟県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
逸見 剛（柔道整復）	金井接骨院	佐渡市千種49	平成25年12月17日
金子 幸彦（あん摩・マッサージ）	金子 幸彦	上越市本町2丁目1-12フォルテヒルズ高田703	平成25年12月16日